

的にも財源的にも市の段階でおこなうには、多くの問題があるようだ。

そこで、横浜市では、昭和四十五年度より、国保加入老人の給付改善をおこなった。これは四十三年から八〇歳以上の老人の九割給付を実施してきたが、七五歳以上の老人に一〇割給付をおこなうこととしたものである。対象となる人員は、約九、六〇〇人である。

2 社会福祉

心身障害者（児）の福祉

心身障害者（児）の問題について一般市民の関心は高まってきたているが、まだ十分とはいえない状態である。また心身障害者の数もはつきり把握されていない。

身体障害者については、わが国では昭和二十六年以来おおむね五年ごとに全国調査がおこなわれ、四十年八月に実施された第四回の調査結果では、身体障害者の数は約一〇五万人と推計された。横浜市内の身体障害者手帳の所持者は、四十五年三月三十一日現在、一万五、七六八人となっている。この人たちにたいする援護は、法律にもとづく国の制度によるも

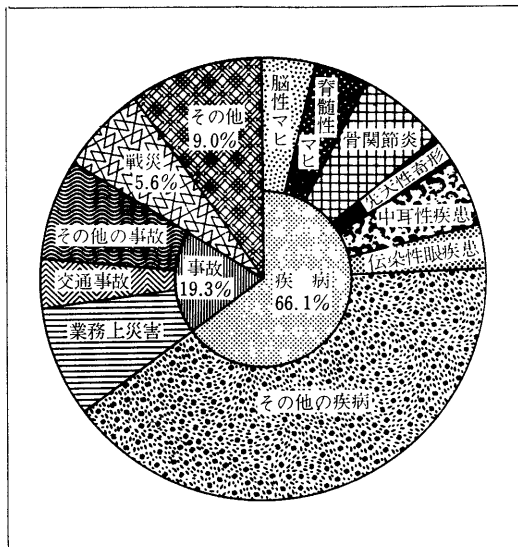
のと、横浜市独自の立場でおこなっているものとあるが、それはつぎのとおりである。

国による施策は診査更生相談・更生医療の給付・補装具の交付修理・更生援護施設への入所・日常生活用具の給付などであり、市による施策は重度者にたいする無料乗車券の交付・身体障害者更生資金の貸付・身体障害者奨学金の支給・義肢装着訓練などである。そのほか制度としては、身体障害者雇用安定制度・障害年金制度・税の減免措置・国鉄運賃割引・NHK放送受信料の免除などがある。

以上のほか、横浜市では障害児通園施設として言語と肢体の障害児の機能回復施設である「おおとり園」(定員六〇名)を四十五年に完成した。在宅対策として重症心身障害児療育手当が四十四年度より開始され、四十五年度には心身障害者扶養共済制度が発足し、障害者の福祉の増進をはかっている。また、身体障害者福祉法と社会福祉事業法による授産所・職業訓練所・青少年図書館をふくむ総合福祉センターを旧身体障害者収容授産場跡に建設、四十五年十月に完成した。

授産所については、従来のように基礎訓練を終了しても一般企業への就職が困難なため、授産場がそのまま就労の場にな

図 2—10 障害の原因別内訳



ることが多いので、これらの問題を是正するため企業体と提携し、授産指導終了者はかならずそれぞれの企業体に就職できる完全就労の体系を確立した。入所対象者は身体障害者・老人・低所得者で、科目と人員もふやした。職業訓練所は、就職あるいは就職希望者に、短期間(六カ月)に合理的な方

表 2—30 身体障害者手帳所持者の状況

障害等級	肢体不自由者	視覚障害者	聴覚障害者	音声・言語		合計
				機能障害	内部障害	
1級	583	1,284	—	—	12	1,879
2級	1,530	558	1,079	—	—	3,167
3級	1,968	260	360	98	55	2,741
4級	2,836	245	350	26	42	3,499
5級	2,305	276	2	—	—	2,583
6級	821	314	764	—	—	1,899
合計	10,043	2,937	2,555	124	109	15,768

注：1 昭和45年3月31日現在。単位は人。

2 民生局保護課調べ

法で職業人として必要な専門的知識と技能を習得させ、就職しやすくさせるものである。また青少年図書館は、小・中・高の学生を対象とした学習活動の場を提供することを目的とし、かつ運営については、他の青少年図書館と同様に地元の運営委員会へ市が業務委託をすることになっている。

ふえる低所得階層

横浜市内で生活保護を受けている人は、昭和四十五年四月現在七、一二五世帯、一万三、〇六四人で、これを過去四年間で比較すると世帯、人員とも増加している。またこれを世帯類型別にみると、高齢者世帯二・八パーセント、母子世帯一三・八パーセント、单身世帯四一・五パーセント、その他二二・九パーセントで、高齢者世帯と单身者世帯で全体の約六四パーセントをしめ、とくに单身者は傷病を理由とするものがほとんどである。

つぎに保護率（人口一、〇〇〇人あたりの保護者の割合）からみると五・八パーミルで、七大都市ではもっとも保護者が少ないことになる。これはさききのべた世帯、人員の増加を考えた場合、横浜市の全人口増がいちじるしい結果と思われる

る。今後生活保護を受ける人たちを考えると、大都市の特殊性と核家族化の傾向から、単身および老人世帯で医療を要する者が増加するものと予測され、保護世帯数は増加、人員は微増するものと考えられる。

低所得階層にたいする福祉対策としては、授産事業・世帯更生資金貸付制度・公益質屋事業などがある。

横浜市は七カ所の授産施設を設置し、失業者・要保護者および一般家庭婦人などに内職あっせんをおこない、その生計を援助し、生活の向上につとめてきた。しかし、従来、主として食費・被服費などに充当していた内職収入が、現在では教育費・娯楽費のような生計費以外の費用に使われるようになってきた。そして、生活様式の合理化により生じた余暇を使って、軽い労働で収入を得ようと、一般家庭婦人の内職希望者が年々増加してきた。その反面、働く能力があるにもかかわらず、いろいろな事情で就業の機会に恵まれない老人や心身障害者などが多いのも事実である。そこで、こうした実態も考えあわせて、四十五年七月より一般内職斡旋は「働く友の会」でおこなうこととし、各施設においては、心身障害者・老人・要保護者などに就業の場を提供して技術の習得をさ

表 2—31 年度別授職作業実績

	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度
支払工賃総額	133,586,927円	139,121,809円	148,023,682円
指数	100	104	110
1ヵ月平均人員	2,311人	2,115人	1,770人
指数	100	91	76
1人1ヵ月平均 の工場収入	4,817円	5,480円	6,965円
指数	100	113	144

注：民生局生活課調べ

せ、将来は社会復帰できるよう援助することを目的とした福祉授産を開始した。また、中区寿町周辺のいわゆるドヤ街については、広い見地からの適切な対策が必要である。すなわち、環境浄化・保安・住宅・労働問題などを多角的に、そして総合的に取り上げていかなければならない。横浜市では、これらの問題にたいし、地域住民の福祉と更生をはかるため、四十年に中区寿町に寿生活館を設置した。この施設は住居のない者や簡易宿泊所の宿泊者などを対象に、その更生と福祉をはかろうとするもので、対象者の生活各般の相談と指導・生活の援護・健康相談・児童の育成指導などを業務としている。また、四十四年にはドヤ街住民の便をはかるために、寿生活館内にいわゆる夜間銀行を開設した。取扱い時間は、毎日午後一時から午後八時までである。開設以来一年になるが、この間約五、〇〇〇万円の入金があった。

高齢化する失対従業者

失業対策事業は失業者の技能・体力などの状況に応じた事業をなすべきであり、道路整備事業・土地整備事業などの屋外での事業が中心となっている。事業種目別の年間吸収人員割合をみると、道路整備事業が五〇パーセントをこえ、ついで

表 2—32 失対紹介対象者年度別推移 (各年度 4 月 1 日)

年度	失対紹介対象者数	内訳		減少数	減少率
		男	女		
42	3,560	2,124	1,436	289	8.1%
43	3,271	1,886	1,385		
44	3,066	1,720	1,346		
45	2,815	1,544	1,271		
平均	3,178	1,819	1,359	248	7.4%

注：民生局失業対策課調べ

土地整備事業が二五パーセントをしめているほかは、營造物整備・保健衛生整備などの事業となっている。しかし、最近では就労者が高齢化し、女性がふえているので、就労者の能力に適した事業をふやし、屋外における土木的作業以外の軽作業種目の開発に努めてきており、公園整備、公共施設内除草清掃、花栽培および育苗などを内容とする種目を取り入れてきている。なお、昭和四十五年度において、市が吸収を予定した失業対策事業紹介対象者は、年間延四〇万六〇〇人で、道路舗装・ブルづくりなど、第一種工事四万二、〇〇〇人、第一種、第三種に属さない第二種工事にその大半の二四万四、六〇〇人、高齢者などのため軽易なもので、清掃・除草などの第三種工事には一二万四、〇〇〇人を吸収するよう計画している。

失業対策事業紹介対象者の数は、制度改正前の三十五年には六、八八五人であったが、その後、雇用失業情勢の好転と三十七年度から日雇労働者雇用奨励制度を実施したことが契機となつて、一般産業への就職が促進され、その後、法改正と雇用状況の変化により、逐年減少の傾向にあり、現在、約二、八〇〇人である。また、平均年齢は五八歳八カ月となつてい

る。このような状況の中にあつて、市は常に就労者の適正配置・作業環境の整備などに留意し、健康の保持と作業上の安全確保に努力しているが、すでに就労上の配慮も限界に近いものがあり、失業対策制度は再検討の時期にきていると考えられる。

苦しい国保財政

横浜市では、昭和三十六年四月から社会保障制度の一環として、国民健康保険を実施している。国保は職場における健康保険などの職域保険に加入していない人たちを対象としているので、自営業の人や、小さな企業に働く人などがおもな加入者となっている。発足当初の被保険者数は二八万人であったが、四十五年四月現在では四七万人と、人口の急激な増加とあいまって大幅な伸びをしめしてきている。

国保は、あいつぐ医療費の値上げと受診回数伸びによる給付費支出のいちじるしい増加にたいして、これをまかなうべき財源である保険料と国庫負担金が十分でなく、事業の財政内容はきわめて苦しい。しかし、横浜市では、被保険者の医療保障を強力に推進するため、できうるかぎり経費を節減し、一般会計からの繰入れをおこない、とくに高齢者と乳幼児に

表 2-33 国民健康保険加入状況と経費

	被保険者数 (人)	加入率 (%)	1人当り医 療費 (円)	1人当り保 険料 (円)	1人当り一般 計繰入金 (円)
36年度	282,409	19.60	3,820	1,202	650
37年度	293,555	19.35	5,142	1,271	725
38年度	306,744	19.25	6,109	1,256	925
39年度	328,947	19.61	7,486	1,284	1,069
40年度	353,623	19.88	8,581	1,307	1,132
41年度	381,988	20.50	9,337	1,445	1,191
42年度	409,859	21.03	10,646	1,796	1,246
43年度	441,469	21.55	12,713	2,898	1,771
44年度	460,575	21.44	15,311	3,800	1,265
45年4月	469,934	21.50	16,957	4,168	1,579

注：民生局国民健康保険課調べ

たいし法定の給付内容を上まわる給付の改善に努めている。国民年金制度は、昭和三十四年十一月に国が国民皆年金を目標に実施して以来、十年有余を経過した。この制度は、拠出年金とこれを補完するものとしての福祉年金とからなっている。制度発足以来数次にわたって大幅な改正があり、年金内容の充実がはかられてきた。拠出年金には義務（強制）加入と任意加入があり、加入者が保険料を納めることにより、老齢・障害・母子・準母子・遺子・寡婦年金などの支給を受けることができる。拠出制老齢年金は四十六年度より、受給権者が順次発生し、給付を受けるようになる。

福祉年金は、拠出年金加入ができずほかの年金もない人に対し、国民皆年金の趣旨により国の負担で老齢・障害・母子・準母子の年金が支給されるものである。これらの年金には、所得による一定の支給制限がもうけられている。

横浜市としては、市民が一人でも多く年金を受けられるよう各都市・県とも連絡協調をし、年金額の引上げ、所得制限の撤廃もしくは大幅な緩和の要望を強力に国にたいしておこなっている。